交渉対象組合員（非常勤講師）に対する賃金支払いに関する項目

非常勤講師から学校に対して４月分の労働時間について確認の申し出があったことから、学校として、非常勤講師が勤務した分の報酬を支払いできていない可能性があることから、学校に対して非常勤講師の４月分と５月分の労働時間について、本人から報告を求めるよう指示したもの。

学校に出していただいた報告で、労働時間に当たるものについては、支払いの対象にしたい。

交渉対象組合員（非常勤講師）に対する時間外労働禁止業務命令に関する項目

次回の授業のための準備や、授業終了後の残務が生じることが分かった時点で、管理職に申し出ていただきたい。

生徒からの質問等があれば、大幅に時間がかかった場合は、事後、速やかに管理職（教頭等）に申し出ていただきたい。

教頭等とは、教頭、校長及びそれらの者の命を受けた者。

教科の打ち合わせや学校事務の効率性等を考慮し、配席を職員室としたもの。

労働条件の変更については組合と誠実に交渉を行い、一方的に変更しないことに関する項目

勤務労働条件の変更については、必要に応じて適切に対応させていただく。

なお、今回の件については当たらないと考えている。